



SMILE SATELLITE

インボイス制度について



税理士法人
堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー
ユアーズブレン

目次 開始に向けたチェックリスト

①登録する場合

②登録しない場合

③売り手編 チェックリスト

④買い手編 チェックリスト ～制度開始前～

⑤買い手編 チェックリスト ～制度開始後～

①登録する場合

□ インボイス発行事業者に登録するには？

⇒「適格請求書発行事業者の登録申請書」を国税庁に提出します。

□ 登録すると

⇒「登録番号」が交付され、インボイスを発行することができます

Tから始まる登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額の記載があるものがインボイスとされます。

・売上先は貴社からの仕入にかかる消費税を控除できます

・基準期間（2期前）の課税売上高が1,000万円以下でも
免税事業者とはならず、消費税の申告・納付義務があります。

②登録しない場合

- 売上先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者**以外**の場合

⇒登録しなかった場合、

売上先は貴社からの仕入にかかる消費税を6年間に限り、一定割合を控除することができますが、その後は**全額控除できなくなります**。そのため、**売上値引き等**の価格交渉の**検討が必要**とされます。

- 売上先が**消費者、免税事業者、簡易課税事業者**の場合

⇒売上先が**消費者、免税事業者、簡易課税事業者**である場合はインボイスを**必要としません**。そのため、**売上値引き等**の価格交渉の**検討は不要**です。

③ 売り手編 チェックリスト

□ 交付している書類が記載事項を満たしているか確認しましょう

- ・インボイスは、請求書、領収書、納品書など名称は問いません。
電子データや手書き領収書の交付も可能です。
- ・複数の書類で記載事項を満たせばインボイスとすることができます。

□ 売上先に登録をした旨、インボイスの交付方法の共有をしましょう

- ・登録をした旨や何をインボイスとするか、交付方法等について認識を共有することが重要です。

□ インボイスの写しの保存方法を検討しましょう

- ・交付した書類のコピーに限らず、レジのジャーナルなどインボイスの記載事項が分かる一覧表形式の保存でも構いません。

④ 買い手編 チェックリスト ～制度開始前～

- 自社が2割特例や簡易課税制度を適用するか確認しましょう

この場合、インボイスの保存は不要です。

ただし、2割特例は令和8年9月30日までの日の属する課税期間までとなります。

- 仕入先がインボイス発行事業者に登録をするか、仕入先の交付する請求書等が記載事項を満たしているか確認しましょう

- ・何がインボイスとなるか、仕入先との間で確認しましょう

- インボイス発行事業者とそれ以外の事業者と区分しましょう

- ・インボイスのありなしで区分して管理が必要です

- ・免税事業者からの仕入につき一定割合の控除を受ける場合も請求書の保存が必要です
その場合は帳簿にその旨を記載します

⑤ 買い手編 チェックリスト ~制度開始後~

- 仕入先が現在は免税事業者でも、インボイス発行事業者に登録したら伝えてもらいましょう
 - ・法人であれば登録番号が「T+法人番号」のため、国税庁HPより検索できます
- 新しい事業者と取引を開始する場合、相手がインボイス発行事業者かどうか確認しましょう

SMILE SATELLITE



税理士法人

堀江会計事務所



経営のトータル・アドバイザー
ユアーズブレン